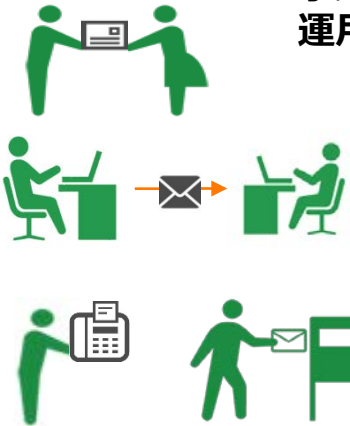


事業所単位抵触日の管理・通知機能のご紹介

各事業所の抵触日を管理及び、派遣会社への抵触日通知を適正に行うためにe-staffingの事業所マスタと事業所単位抵触日通知機能をご利用頂くことで簡易に管理いただけます！

現在

事業所単位抵触日は各派遣会社へメールやFAX、手渡しなど運用がバラバラで実施状況の管理や内容など工数がかかる。



✓ 抵触日通知はしている？

✓ 取引のある派遣会社全てに送った？

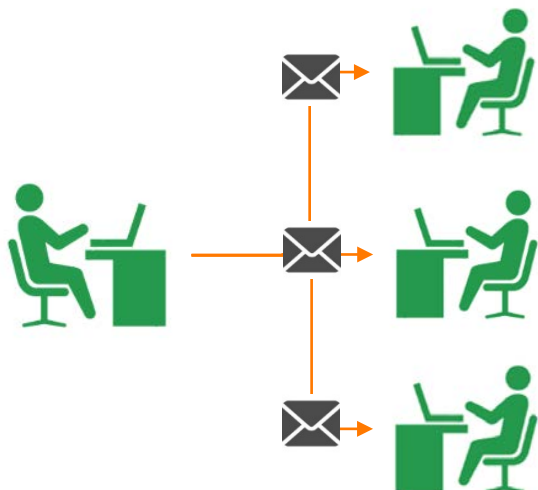
➡ 事業所単位抵触日の通知や管理がとても煩雑

ご存知ですか？

e-staffingの事業所単位抵触日管理機能

今後

日頃活用しているe-staffingで通知も管理も一括管理ができ運用管理などとてもラク！



！ 一斉通知が可能！

！ 通知履歴も確認可能！

通知漏れが無いかな等の確認や通知もシステムから可能なため、工数をかけずに、コンプライアンスに沿った運用が可能です。

事業所単位抵触日管理に当機能をご活用ください

「事業所単位の抵触日や意見聴取結果を各事業所のマスタ内で管理が可能です」

事業所マスタ編集

入力項目を登録してください。
 注1:項目名に※がついているもの、背景が色付きの項目は入力必須項目です。
 注2:e-staffingシステム連携機能を利用の方には場合は、「高橋」項目も必ず入力して下さい。
 注3:事業所単位抵触日→意見聴取内容を更新するには事業所単位抵触日のボタンから各画面へ遷移してください。

登録フォーム

事業所ID	2222
※表示事業所名(日本語)	神田事業所
※正式事業所名(日本語)	神田事業所
※住所(日本語)	東京都千代田区神田
※下記3項目は、英語版の場合必須となります。	
表示事業所名(英語)	
正式事業所名(英語)	
住所(英語)	
※有効フラグ	無効

事業所単位抵触日編集

事業所単位抵触日を延長する場合は「処理内容」から「延長」を選択してください。
 事業所単位抵触日を修正する場合は「処理内容」から「修正」を選択してください。
 意見聴取結果を削除する場合は「延長取消」を選択してください。
 過去の履歴を参照、または意見聴取結果をダウンロードする場合は「意見聴取結果一覧」ボタンをクリックしてください。
 注:事業所単位抵触日は、契約入力時に当事業所と就業先事業所が設定した場合の、事業所単位抵触日の初期値となります。

意見聴取結果一覧

事業所単位抵触日情報

処理内容 変更しない 延長 修正 延長取消

事業所単位抵触日 2021年11月01日 抵触日は別途、抵触日適用事業所で管理する (設定した日: 2017/02/18)

抵触日適用事業所 検索 クリア

意見聴取結果

組合名または代表者名 神田労働組合 神田 統括

選出方法 投票 投票者の場合のみ入力 その他

意見聴取通知日 2021年11月01日

通知事項 通知事項(1) 派遣を受け入れようとする事業所名

意見聴取日 2019年04月10日 原則1か月前まで行う必要があります。

意見内容 意見内容(1) 全角50文字以内

「事業所単位抵触日が近づいた事業所へアラームメールを送信する条件設定が可能です」

事業所単位抵触日アラーム受信設定

抵触日が近づいた事業所をお知らせするアラームメールの受信設定を行うことができます。

この設定に基づき受信者にメールが送られます。設定内容は十分ご注意ください。

注:項目名に※がついているもの、背景が色付きの項目は入力必須項目です。

※アラームメールは設定日の10:00以降に届きます。

※事業所単位の派遣可能期間を延長する場合は、原則、事業所単位抵触日の1か月前までに意見聴取の実施を行う必要があります。受信設定を行う場合は意見聴取実施の期限にご注意下さい。

メール受信制度設定

※アラームメール

受信する

抵触日の指定日数前を過ぎたら受信する

各事業所の抵触日の90日前を過ぎたら

意見聴取の実施は原則1か月前まで行う必要があります。

1回受け取り、その後90日おきに2回受け取る

1回受け取る

指定した日付にまとめて受信する (ご利用の際は、左記の「受信条件の説明」の注意事項をご参照ください)

右で指定した日から

1ヶ月以内に抵触日を迎える事業所情報

意見聴取の実施は原則1か月前まで行う必要があります。

※受信日に選択した日が存在しない月は、月末最終日にメールが届きます。

毎月 日に受け取る

※Ctrlキーを押しながら複数選択した場合、選択した全ての日に届きます。

最初の1回だけ、1日に受け取る

受信停止条件 抵触日を越えた事業所はアラーム停止となります。

※機能を適正にご利用いただくため、ユーザマスタのメールアドレス設定が正しいか、今一度ご確認ください。

メール受信先設定

e-staffingご担当者1 e-staffingご担当者2

※1人以上の設定が必要です。

受信者1 検索 クリア

受信者2 検索 クリア

受信者3 検索 クリア

受信者4 検索 クリア

受信者5 検索 クリア

アラーム受信者欄をさらに追加する

※アラーム受信者をさらに追加した場合は、左記のボタンをクリックすることで追加できます。(同名でも追加可能)

代理受信者1 検索 クリア

代理受信者2 検索 クリア

※アラーム受信者のユーザが無効だった場合に、代理に受信するユーザを設定できます。設定がない場合はe-staffingご担当者に届きます。

「事業所マスタで登録した事業所単位抵触日をシステムから派遣会社へ通知できます」

(参考) 派遣会社へ通知されるメールサンプルはメールサンプルをご覧ください。

事業所単位抵触日通知

検索条件を指定してください。
項目左のチェックボックスにチェックされた項目が、すべて検索条件となります。

※事業所単位抵触日が登録されている事業所、または抵触日適用事業所が通知の対象となります。

■通知対象事業所	
<input type="checkbox"/> 事業所	検索 <input type="button" value="クリア"/>
<input type="checkbox"/> 抵触日適用事業所	検索 <input type="button" value="クリア"/>
※抵触日を直接管理している事業所や抵触日適用事業所を指定することで、通知対象事業所を検索することができます。	
<input type="checkbox"/> 派遣会社	検索
<input type="checkbox"/> 事業所単位抵触日	年 月 日 ~ 年 月 日 (年月のみの指定も可)
<input checked="" type="checkbox"/> マスタ修正日	2016 年 11 月 01 日 ~ 2016 年 11 月 01 日 (年月のみの指定も可)

通知済を表示しない

選択した事業所の抵触日を別途管理している通知対象事業所を検索する
(この条件を指定した場合、抵触日適用事業所の指定は無視されます)

事業所単位抵触日通知対象候補の一覧です。

通知対象事業所に表示されている事業所が、実際に派遣会社へ通知されます。(※通知口は正式事業所名が記載されます)
派遣会社に事業所単位抵触日通知メールを送る場合は、対象データの通知口欄にチェックを入れ、右下の通知ボタンをクリックしてください。
通知対象事業所に(*)マークのある事業所は、抵触日適用事業所マスタの情報を表示しています。

4 件中、1 ~ 4 件表示しています。

通知対象事業所	管理対象事業所	事業所単位抵触日	派遣会社	通知	通知した抵触日	前回通知者	前回通知日時	通知履歴
神田ビルディング(*)	神田ソフト神保町1 神田ソフト神保町2	2022/08/01	神保町人材派遣センター 銀台町人材派遣センター	<input type="checkbox"/>	---	---	---	
神田ソフト小山	---	2018/08/01	神保町人材派遣センター 銀台町人材派遣センター	<input type="checkbox"/>	2018/07/01	神田 三部	2018/07/01 15:45	<input type="button" value="履歴"/>
				<input type="checkbox"/>	2018/07/01	神田 三部	2018/07/25 14:05	<input type="button" value="履歴"/>

「派遣会社へ通知されるメールサンプル」

e-staffing - Internet Explorer

件名:【e-staffing】事業所単位抵触日通知

下記の派遣先企業より、抵触日の通知がまいりました。
労働者派遣法第26条第4項に基づき通知しています。
※データが正常に更新出来ない可能性がありますので、
同時に複数のブラウザ、別のタブでシステムをご利用にならないで下さい。

下記URLより、事業所単位抵触日の通知書がダウンロードできます。
http://###.###.###.###/XXXXXXXX/XXXXXXXX

■ 派遣先企業名: 神田ソフト小山
■ 事業所: 神田ソフト小山
■ 抵触日: 2018/07/01

このメールはe-staffingSystemより自動配信されています。
このメールには返信しないでください。

事業所単位抵触日通知は、
メール通知でも有効です

「事業所単位抵触日通知書サンプル」

(参考) PDFが派遣会社様側ではダウンロード可能となります。

神保いちごビルサービス株式会社 御中

株式会社神田ソフト

派遣可能期間の制限に抵触する日(抵触日)の通知書

労働者派遣契約の締結にあたり、労働者派遣法第26条第4項に基づく抵触日の通知を下記のとおり行います。

記

1. 派遣受入事業所

千代田区神田神保町1-1-1
神田神保町事業所

2. 派遣可能期間の制限に抵触する日

2019/10/31

2018/6/10

「事業所単位抵触日管理強化機能リリース」

- システムより通知した事業所単位抵触日の通知状況項目追加
- 事業所単位抵触日通知状況のCSVダウンロード機能を派遣先・元ともに新設
- 事業所単位抵触日通知書PDFのダウンロード機能を派遣先側に新設

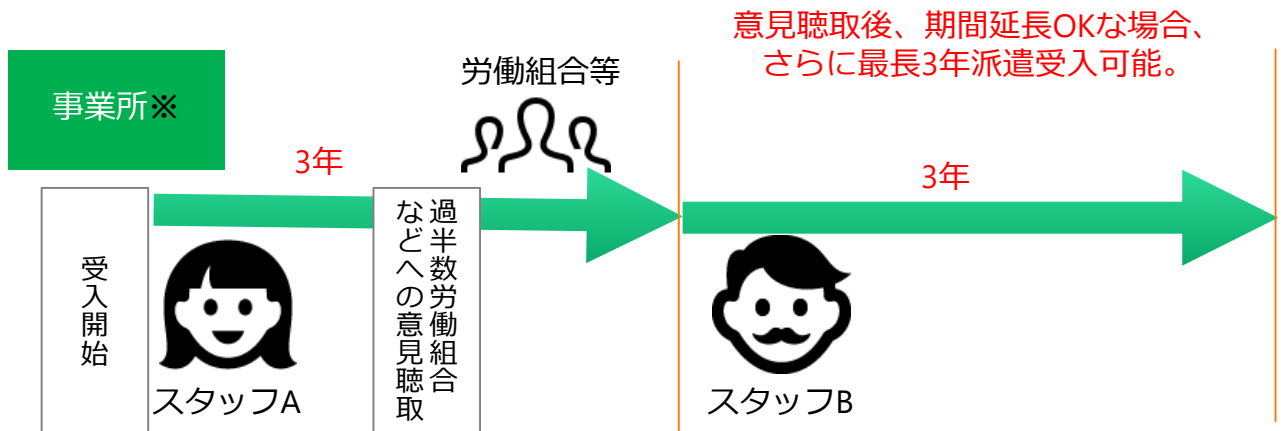
【参考資料】 事業所単位抵触日とは

事業所単位抵触日とは

2015年9月30日に施行された労働者派遣法改正以降、派遣先の各事業所にて派遣受入可能期間は、最長3年が限度という法律が制定されました。

- ✓ 法改正後に派遣受入開始後、受入事業所において最長3年が事業所単位抵触日となります。
- ✓ 派遣先が3年を超えて派遣を受け入れようとする場合は、派遣先が事業所単位の過半数労働組合などからの意見聴取手続きを行う必要があります。
(すなわち、過半数労働組合などの意見聴取後、派遣受入期間を延長することに同意が得られない場合、事業所単位抵触日以降派遣の受け入れができません)
- ✓ 事業所単位抵触日は、派遣先から派遣元へ通知することが法律で義務付けられています。

【事業所単位の期間制限イメージ】



※労働者派遣受入の「事業所」は「雇用保険法等雇用関係法令における概念と同様」（労働者派遣事業関係業務取扱要領 第8 5(3)ハ）と示されており、「雇用保険の適用事業と同一」と位置づけられています。

具体的な操作について、ご不明な点はサポートセンターへお問い合わせください。

お問い合わせ先：✉ support@e-staffing.co.jp

☎ 0120-288-187

FAQサイト：<https://faq.e-staffing.co.jp/>